

募集

「人権メッセージ募集」

三部「呼ぶ会」実行委員会は、毎年地域からの発信を目的に人権講演会を行っています。開催に向けて人権にかかわるメッセージを、地域の皆様から左記の内容で募集します。いただいたメッセージは、歌や朗読で発信していきます。

最近、家族の在り方が問われるような事件が多発しています。家族への思いや伝えたいことなどを言葉にしてみませんか？みんなで家族の役割を考える機会にしたいと思います。

【募集テーマ】「家族」

【形式】詩、川柳、一言メッセージ、エピソードなど

【締切り】平成20年1月31日(木)

【提出先】左記に回収箱を置いています

伯耆町役場本庁舎1階、教育委員会事務局(溝口分庁舎3階)、文化センター、各公民館、各福祉センター

【その他】

応募用紙を既に全町配布しておりますが、どんな用紙でもかまいません。メッセージをまとめた冊子をお届けしますので、

住所・氏名・電話番号をご記入ください。
講演会は平成20年6月に予定しています。

【問合せ先】

「呼ぶ会」実行委員会
西伯郡伯耆町三部
文化センター内
☎0859-62-7078

放送大学4月入学生募集

放送大学では、平成20年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

○15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。

○18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、無試験で全科目履修生として入学でき、4年以上在学して124単位以上を取得し、卒業すると、学士(教養)を取得できます。

○ひとつの分野を体系的に学びたい方には、「放送大学エキスパート」を実施しています。さらに専門的に学びたい方には、大学院も併設しています。

生活のことで悩んでいませんか 生活全般に対する無料相談実施中

鳥取県労働者福祉協議会では、日常生活を送っていく上でおこるさまざまな悩みや問題に対し、安心して相談ができる場所としてライフサポートセンターとつとりを開設しました。鳥取県労働者福祉協議会に結集する福祉団体・労働組合とネットワークを結んで、問題解決に向けて専門的なアドバイスや専門機関の紹介を行います。

鳥取県内に在住・お勤めの方ならどなたでも利用できます。

【相談内容】

保険・共済相談、金融・多重債務相談、健康・介護相談、労働相談、食の安全相談、法律相談、子育て相談、メンタルヘルス相談

※弁護士による法律相談は、毎月第1・3水曜日の15時から17時の間に一人30分の時間で行います。事前の予約が必要です。

【相談方法】

※ご返事は、原則FAX・Eメールで行いますので、時間がかる場合があります。

【相談・問合せ先】

〒680-0847
鳥取市天神町30番地5
鳥取県労働者福祉協議会ライフサポートセンターとつとり

おぼろ

1月10日(月)・11日(火)・12日(水)

皆さんが110番通報されますと県内のどこからでも鳥取県警察本部通信司令課につながります。

通報があると警察本部で地図情報システムなどにより事件・事故の場所を素早く確認し、近くにいるパトカーや警察署などから警察官が現場に急行するしくみになっています。

110番通報された場合には、警察官が次のことをお尋ねします。

- ①何がありましたか？
- ②発生した事案を正確に
- ③いつですか？
- ④発生時間を正確に
- ⑤犯人は？
- ⑥服装、人相、逃げた方向
- ⑦今はどうなっていますか？
- ⑧あなたの住所、名前、電話番号は？

※110番は緊急電話です。相談については総合相談電話「#9110番」へお願いします。

【問合せ先】

FAX 0857-32-5454
Eメール soudan545@shore.ocn.ne.jp

【募集期限】平成20年2月29日
【資料請求・問合せ先】
放送大学島根学習センター
☎0852-28-5500
ホームページ: <http://www.u-itr.ac.jp>

西部町村職員等募集

鳥取県西部町村会では、西部地区の町村職員と西部町村会職員の採用試験を行います。

【職種(勤務地)・受験資格】

■西部地区町村職員
保健師(採用予定町 伯耆町・大山町・日南町)

昭和48年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する者または平成20年3月末までに資格を取得する見込みのある者

■西部町村会職員

一般事務(鳥取県西部町村会事務局)

昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で日野・西伯郡内在住の者

※地方公務員法第16条に該当する者は試験を受けられません。

【第一次試験】

日時 平成20年1月27日
午前9時30分

【応募方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ平成20年1月11日(金)午後5時までに西部町村会事務局に提出

☎0859-74-0110

落とし物や忘れ物の 取り扱いが変わりました

落とし物や忘れ物の取扱い方法を定めた遺失物法が平成19年12月10日に改正されました。新しい取扱い方法は次のとおりです。

- ①落とし物や忘れ物の保管期間が3か月になりました
- ②落とし物や忘れ物の情報がインターネットで公表されます
- ③携帯電話やカード類など個人情報が入った物については、落とし主が現れない場合でも拾った人の物にはなりません
- ④公共交通機関や店舗など多くの落とし物や忘れ物を取り扱う事業者を対象に特例施設占有者制度が新設されました
- ⑤傘や衣類など大量・安価な物等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合は売却できることとなりました。

■落とし物や忘れ物をされた方

落とし物や忘れ物をしたと思われる施設や近くの警察署または交番・駐在所に問い合わせてください。

■落とし物や忘れ物を拾われた方

駅や店舗などの施設で拾われた場合は、その施設に届けてください。路上などで拾われた場合は、近くの警察署または交番・

してください。(郵送可・同日必着)
※申込用紙は伯耆町役場本庁舎又は溝口分庁舎、西部町村会事務局に置いてあります。

【問合せ先】

〒683-0054
米子市鞆町1丁目160
西部総合事務所内
鳥取県西部町村会事務局
☎22-2049

無料相談

相続登記の無料相談に応じます

鳥取県司法書士会は、2月を「相続登記はお済ですか月間」と定め、県内司法書士事務所が相続登記の無料相談に応じます。

土地や建物を相続しても、登記しない人や忘れる人が意外に多く、亡くなった人の名義のままにしておく、売るときや担保に入れて融資を受けようとするとき、登記が速やかにできず困ることがあります。

また、何代にもわたって相続登記を放置しておくと、相続人が増え、権利関係が複雑になって手間と費用がかかり、トラブルのもとになることもあります。お気軽にご相談ください。

【問合せ先】鳥取県司法書士会
☎0857-24-7013

鳥取県の産業別最低賃金が改定されました

平成19年12月20日から「鳥取県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」が1時間723円に改定されました。現在の鳥取県の最低賃金は、次のとおりです。

■鳥取県最低賃金

1時間621円
発効年月日：平成19年10月10日

■産業別最低賃金

○鳥取県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金
1時間723円
発効年月日：平成19年12月20日
○鳥取県各種商品小売業最低賃金
1時間685円
発効年月日：平成18年12月20日(平成19年度の改正はありません)

【問合せ先】

鳥取労働局労働基準部賃金室
☎0857-29-1705
米子労働基準監督署
☎0859-34-2231